

# 第3次登米市男女共同参画基本計画



平成 27 年 10 月  
登 米 市



## はじめに

近年、少子高齢化・人口減少など、私たちを取り巻く社会情勢は急速に変化し、様々な課題に直面しています。

このような状況の中、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、男女が互いを尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、平成 23 年 3 月に「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を施行し、平成 24 年 3 月には「第 2 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画（平成 24 年度～平成 27 年度）」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、性別による役割分担意識が今なお根強く残り、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなど、解決しなければならない課題が多く残されています。

このことから、新たな計画においても「男女間のあらゆる暴力の根絶」、「地域における男女共同参画の推進」、「安心して子育てできる環境づくりの推進」の 3 つを重点目標として定めました。

さらに、男女ともに家庭と仕事が両立できる就労環境づくりを進めていくことが重要であり、「仕事と生活の調和」いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進は、経済の活性化という観点からも重要であることから、市民、事業者、教育関係者及び市民団体との連携をより深めながら男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた登米市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重な意見をお寄せいただいた市民の皆様、ご協力いただいた関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 10 月

登米市長 布施孝尚



# — 目 次 —

## はじめに

### 第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 基本計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 基本計画の重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 基本計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 市の現状

- 1 これまでの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 第2次基本計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 男女共同参画の推進に関する施策

- 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり・・・・・・・・・・ 7
- 基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】・・・・・・・・ 8
  - 基本目標2 男女平等の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - 基本目標3 男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】・・・・ 12
  - 基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 13
  - 基本目標3 職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 13
  - 基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・・・・・ 14
- 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり・・・・・・・・・・ 15
- 基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】・・・・ 16
  - 基本目標2 介護における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 16

### 第4章 推進体制

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 市民・各種団体・企業との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 第3次基本計画目標値一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本計画策定の趣旨

登米市では、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を平成23年4月に施行し、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

この条例に基づき、平成24年3月に「第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきたところです。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなど解決しなければならない課題が多く残されていることから、これまでの取り組みや市民アンケート結果を踏まえながら、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「第3次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するものです。

### 2 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であるとともに、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき策定するものです。

また、基本計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけるとともに、基本目標「職場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画と位置づけ、施策を推進します。

### 3 基本計画の期間

この基本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。

### 4 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、条例に基づき、毎年、施策の実施状況等を公表します。

## 5 基本計画の重点目標

計画期間内に取り組むべき目標を次の3つとし、特に重点的に施策を展開します。

### 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

男女間のあらゆる暴力の根絶（具体的な内容は8頁に記載しています。）

- ・DV相談窓口の効果的な周知啓発
- ・被害者支援体制の充実

### 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

地域における男女共同参画の推進（具体的な内容は12頁に記載しています。）

- ・男女双方の視点を生かした地域活動の推進
- ・男女共同参画を推進する女性リーダーの育成

### 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

子育てにおける男女共同参画の推進（具体的な内容は16頁に記載しています。）

- ・男性の家事や子育てへの参加促進のための意識啓発
- ・各種保育事業の充実

## 6 基本計画の体系

基本計画の体系は、これまでの「第1次基本計画」及び「第2次基本計画」に掲げる基本方針や基本目標を引継ぎ、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画社会」の実現に向け、これまでの取り組みを発展させながら着実な推進を図ります。

また、本計画は国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」を踏まえて施策の方向性を決めました。

基本方針	基本目標	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	<b>1 男女間のあらゆる暴力の根絶</b>	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談・支援体制等の充実
	2 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供 (3) 調査研究・分析の推進
	3 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
II 男女が共に参画するまちづくり	<b>1 地域における男女共同参画の推進</b>	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
	2 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 家事・育児・介護等における男女共同参画の推進
	3 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援 (4) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進 (2) 市管理職への女性登用の推進 (3) 市政への参画の促進
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	<b>1 子育てにおける男女共同参画の推進</b>	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備
	2 介護における男女共同参画の推進	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護支援体制の確立

※基本計画の重点目標を太字で記載しています。

## 第2章 市の現状

### 1 これまでの取り組み

登米市では、平成19年度に「第1次基本計画」を策定、平成23年度に「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成24年度には「第2次基本計画」を策定し、次の3つの基本方針に基づき、特に重点的に取り組むべき重点目標を定め男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

#### 【基本方針】

- I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり
- II 男女が共に参画するまちづくり
- III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

#### 【重点目標】

- ・・・「男女間のあらゆる暴力の根絶」
- ・・・「地域における男女共同参画の推進」
- ・・・「安心して子育てできる環境づくりの推進」

### 2 第2次基本計画の達成状況

第2次基本計画の達成状況を把握するため、平成26年3月に市民2,000人を対象とした「登米市男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

第2次基本計画の目標値について

(単位：%)

項 目	第1次 基本計画 (H19～H23)	第2次基本計画 (H24～H27)		
	調査値 (H18.7)	調査値 (H23.1)	調査値 (H26.3)	目標値
<b>「基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」</b>				
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	39.8	72.0	73.2	100
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	37.5	55.5	58.1	90
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	—	79.8	83.0	100
<b>「基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり」・「基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり」</b>				
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	24.7	27.7	29.0	50
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	23.2	21.2	24.3	50
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	25.6	19.4	21.3	50
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	12.6	11.8	12.1	50
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	—	33.3	36.6	50
<b>政策・方針決定過程への女性の参画</b>	基準日 H18.4.1	基準日 H23.4.1	基準日 H27.4.1	目標値
女性委員がいる審議会等の割合	69.0	66.7	80.8	100
審議会等における女性委員の登用割合	20.5	26.1	26.4	40

※1. 調査値：「男女共同参画に関する市民アンケート」による



第2次基本計画においては、基本方針に基づき「男女共同参画の具体的内容の認知度」、「男は仕事、女は家庭などの性別による固定的な役割分担意識を持たない人の割合」など10項目の施策目標値を設定し各種事業を推進した結果、10項目全てにおいて前回調査より数値が上昇しましたが、目標を達成した項目はありませんでした。

男女共同参画に関する認知度については、男女共同参画フォーラムや人権講演会、DV（配偶者やパートナーからの暴力）に関する啓発や相談・支援体制の整備など各種事業を推進したことにより、「男女共同参画の具体的内容の認知度」、「DVの相談窓口の認知度」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度」の項目が目標に対し70%台になりました。

しかし、男女平等の実態についての項目は50%程度と低い水準となっています。特に「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合」は最も低くなり、古くからの慣習やしきたりなどによる「男性像」「女性像」の意識が今なお根強く残り、認知度と現状に大きな開きが生じ、結果として男女が共に家事・育児・介護を担っていくことを妨げる要因のひとつとなっています。

社会通念や慣習などによって形成された男女の固定的な役割分担意識は短期間で解消されるものではなく、家庭や職場・地域の中で「男女平等の社会」を自らの課題として捉え行動に移すためには、継続的に意識改革を図るための取り組みが必要です。

政策・方針決定過程への女性の参画の推進に係る「審議会等における女性委員の登用割合」は、第1次基本計画がスタートした平成19年4月は20.6%と県平均22.0%より低くなっていましたが、平成26年4月は29.2%と県平均25.6%より高くなりました。

また、「女性委員がいる審議会等の割合」も、平成19年4月は66.7%で県平均71.6%より低くなっていましたが、平成26年4月は85.3%と県平均78.6%より高くなりました。

しかし、委員の選任が充て職であるなど女性の委員登用が進まない実態もあることから、政策・方針決定過程への女性の委員登用について引き続き積極的な推進を図ることが必要です。

## 重点目標の取り組み結果について

### 1. 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV研修会等の開催による意識啓発や相談窓口の周知に取り組むとともに、県や関係団体と連携を図り相談・支援体制の充実を図った結果、DVに関する市民の関心や意識が高まり、以前からDVを受けていた方も相談に訪れるようになっていきます。

さらに、性に関する情報が氾濫する中、若い世代への心身の健康及び性に関する正しい知識の学習と情報の提供を図るため、市内高校生を対象にデートDV講習会を開催し、多くの生徒から「DVや性暴力、命の大切さについて理解が深まった。」との意見が寄せられています。

### 2. 地域における男女共同参画の推進

地域活動における女性リーダーの育成を目的に各種講座を実施しましたが、その後のフォローアップ研修や自主的な活動の場へ繋がっていないことなどが課題となっています。

さらに、防災における男女共同参画を推進するため地域防災計画を見直し、女性の参画の推進について新たに項目を掲載しましたが、地域コミュニティや自主防災組織等における実際の組織運営や活動の場へ反映させるためには、その必要性について更なる周知啓発が必要です。

また、誰もが地域社会に参画することができる多文化共生の社会づくりに向け、英語、中国語、韓国語の3か国語による相談窓口を設置するなど、外国人が安心して暮らせる環境の整備を図りました。引き続き、地域における在住外国人の孤立防止に向け相談支援に取り組めます。

### 3. 安心して子育てできる環境づくりの推進

各種保育事業や幼稚園での預かり保育など子育て環境の整備や、育児相談や育児情報の提供など子育て支援体制の整備に取り組みました。

しかし、アンケート調査によると「男女共同参画社会の実現に向けて市がすべきこと」として「子育てを支援する施設・サービスの充実」が17.9%と最も多くなりました。

少子化と核家族化が進行する中、家族を取り巻く子育て環境が変化しており、子育ては子育て世帯だけではなく社会全体の問題として捉え、すべての子育て世帯を対象とした支援を地域社会全体で進めていく必要があります。

第2次基本計画の達成状況を踏まえ、市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の協力のもと、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、これまでの取り組みを発展させながら引き続き第3次基本計画を推進していきます。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する施策

#### 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画基本法で定めています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

#### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女共に確保されることが大切です。

アンケート調査では、「男女共同参画社会」について知っている人の割合は、「言葉を見聞きしたことがある程度」は57.3%、「内容まで知っている」は15.9%となり、「言葉を見聞きしたことがある程度」と「内容まで知っている」とを合わせた比率は、前回調査（平成23年1月実施）と比較し1.2ポイントの増となりました。

しかし、性別により役割を決めてしまう考え方や、それに基づくしきたりや習慣は今もなお存在しており、結果として男女が共に家事・育児・介護を担っていくことを妨げる要因のひとつとなっているため、市民一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）にとらわれない行動ができるように、意識づくりを進める必要があります。

さらに、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、人格が形成される幼少期から家庭・地域・学校が連携して男女平等教育を推進するとともに、多様な選択を可能にするための生涯学習の推進を図り、あらゆる年齢層の人々に男女共同参画についての教育・学習機会の提供を行うことが必要です。

また、配偶者やパートナーからの身体的・精神的暴力は個人の問題ではなく、人権を侵害する社会的問題という認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、被害者への相談・支援体制等の充実が必要です。

## 基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。男女が互いの人権を尊重し合い対等な関係が築けるよう、暴力の根絶に向けて相談窓口の一層の周知に努めるとともに、意識啓発のため学習機会の提供を図ります。

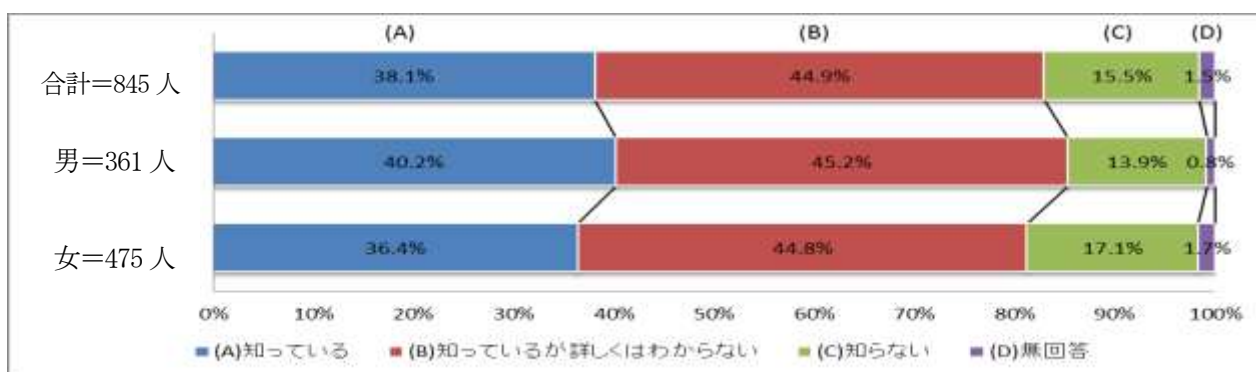
また、アンケート調査で「トラブルを抱えた夫婦間・恋人間及びその子どもに対する支援の充実」が前回調査と比較し5ポイント増加していることから、関係機関等との連携を図り相談支援体制の充実を図ります。

### 施策の方向性

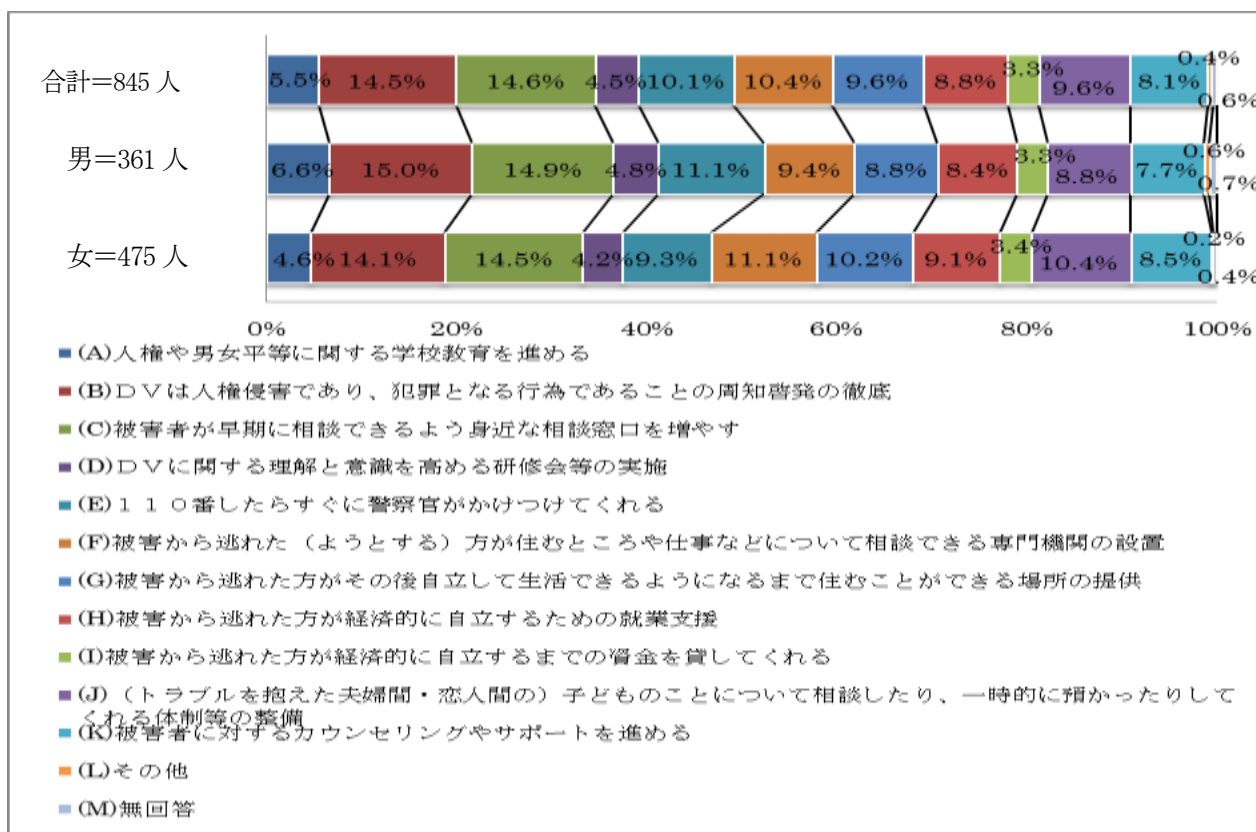
- (1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進
- (2) 相談・支援体制等の充実

「DV相談は、国及び県、市、警察にそれぞれ窓口がありますが知っていますか。」

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



「DVを防ぎ、被害を受けた方を支援していくために必要なこと。」【複数回答】



資料：アンケート調査（平成26年3月実施）

## 基本目標2 男女平等の意識改革

アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」の考え方を持つ男性が44.0%、女性が37.5%となっています。年代別にみると、20代・30代では、男女共に男性の家事参加に抵抗を感じない人の割合が多くなっていますが、40代以降の男性では「男は仕事、女は家庭」と考える割合が40%を超えており、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。

また、「男は仕事、女は家庭」の考え方について、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」を合わせた割合は58.1%であるものの、「家庭生活の中で男女の地位が平等だと思う人の割合」は、29.0%にとどまり、意識と現実に大きな開きが生じていることがわかりました。

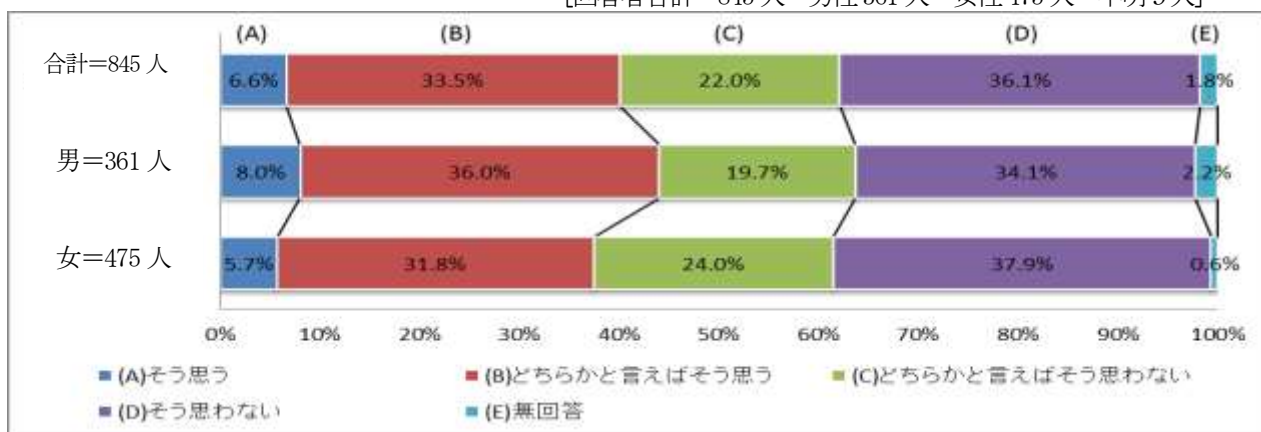
このことから、男女共同参画社会の意義について理解を深め行動に繋げてもらうため、意識啓発や情報提供の推進を図ります。

### 施策の方向性

- (1) 男女共同参画の意識啓発の推進
- (2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供
- (3) 調査研究・分析の推進

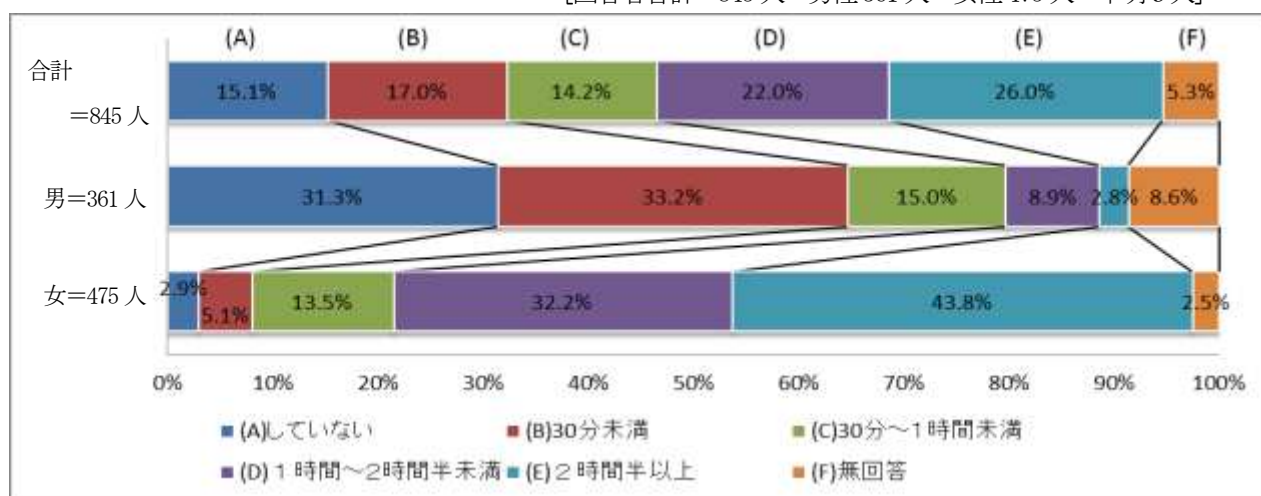
### 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



### 「あなたの家事にかかわる時間は1日当たり、どのくらいですか」

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



資料：アンケート調査（平成26年3月実施）

### 基本目標3 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識をもつことが必要です。

アンケート調査では、各分野における男女の平等意識について、男性の方が「男女平等」と認識している人が多いことから、男女共同参画の理解に向け、学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通じて、幅広い年齢層の人々に教育・学習の推進を図ります。

また、性に関する情報が氾濫する中、児童・生徒がそれぞれの発達段階に応じた心身の健康及び性に関する正しい知識並びに情報を身に付けられるよう、学校における健康教育や性教育の推進を図ります。

#### 施策の方向性

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実
- (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

「各分野における男女の平等」について

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]  
(単位：%)

分野	平等になっている				内閣府調査
	区分	今回調査 H26.3	前回調査 H23.1	比較差	H24.10
家庭の中で	男性	36.0	34.4	1.6	53.8
	女性	23.6	22.8	0.8	41.0
	総計	29.0	27.7	1.3	47.0
職場の中で	男性	25.8	25.2	0.6	32.0
	女性	23.4	18.4	5.0	25.3
	総計	24.3	21.2	3.1	28.5
地域の中で	男性	26.9	25.2	1.7	57.0
	女性	17.3	15.1	2.2	47.7
	総計	21.3	19.4	1.9	52.1
しきたりや慣習で	男性	17.2	16.3	0.9	26.3
	女性	8.2	8.5	-0.3	17.1
	総計	12.1	11.8	0.3	21.4
法律や制度の上で	男性	38.0	41.0	-3.0	54.2
	女性	23.6	25.2	-1.6	37.5
	総計	29.7	31.9	-2.2	45.4
政治の場で	男性	25.2	30.2	-5.0	24.2
	女性	12.8	12.5	0.3	13.5
	総計	18.1	20.2	-2.1	18.6
教育の場で	男性	58.4	54.4	4.0	68.5
	女性	42.9	45.2	-2.3	65.7
	総計	49.5	48.7	0.8	67.0
社会全体として	男性	21.6	23.5	-1.9	30.0
	女性	11.4	12.2	-0.8	19.8
	総計	15.7	17.0	-1.3	24.6

資料：アンケート調査（平成26年3月実施）

## 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

男女が共に社会のあらゆる場に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等にバランスよく活動できる環境づくりが必要です。

少子高齢化が進行する中で、仕事と育児、介護を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくうえでも重要です。

### <現状と課題>

アンケート調査では「家庭・職場・地域生活の中で男女の地位が平等」だと思う人の割合は、前回調査と比較すると微増しているものの、実際家事にかかわる時間は、男性の6割が30分未満で、また男性の7割が仕事優先との結果になりました。

核家族化・夫婦共働き世帯は増加傾向にあるものの、家事・育児・介護などの家庭責任の多くは女性が担っているという状況であり、現実には女性の負担が多くなっています。男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族相互の協力や、社会の支援を受けながら、仕事や育児、介護の両立を図ることが重要であることから男性の家事・育児・介護への参加に関する啓発が求められています。

また、就業は生活の経済的な基盤であり、男女にかかわらずその能力を十分に発揮し、生き生きと働き続けるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに、農林業や自営業に従事する女性の就労環境づくりも必要です。

さらに、地域においては少子高齢化など様々な問題が生じていることから、地域活動に男女が共に参画することの重要性について啓発するとともに、地域における方針決定過程に女性の参画を促進し、男女双方の視点を生かした地域づくりを推進するため、男女共同参画が進んでいる地域の情報提供や地域コミュニティに対する普及・啓発等が必要です。

男女が平等に社会のあらゆる分野で政策あるいは方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤を成すことであり、女性の参加を促進するための環境整備が必要です。

#### ○家族形態の推移

区分	人口総数 (人)	一般世帯数 (戸)	世帯構成		
			核家族世帯 (戸)	単独世帯 (戸)	うち65歳以上の 高齢単身者世帯(戸)
平成17年	89,316	24,989	10,220	4,044	1,669
平成22年	83,969	24,945	10,689	4,529	1,926

総務省「国勢調査報告」より

## 基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域では、少子高齢化が進行し、地域活動への参加者の固定化や役員の高齢化など様々な問題が生じています。

アンケート調査では、自治会活動などに女性の参画が少ない理由として「女性は家事・育児・介護で忙しいから」が32.2%で最も多く、次いで「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行があるから」が22.4%となったことから、地域活動の場へ年代を問わず男女が参画することの重要性について啓発するとともに、男女双方の視点を生かした地域づくりの推進を図ります。

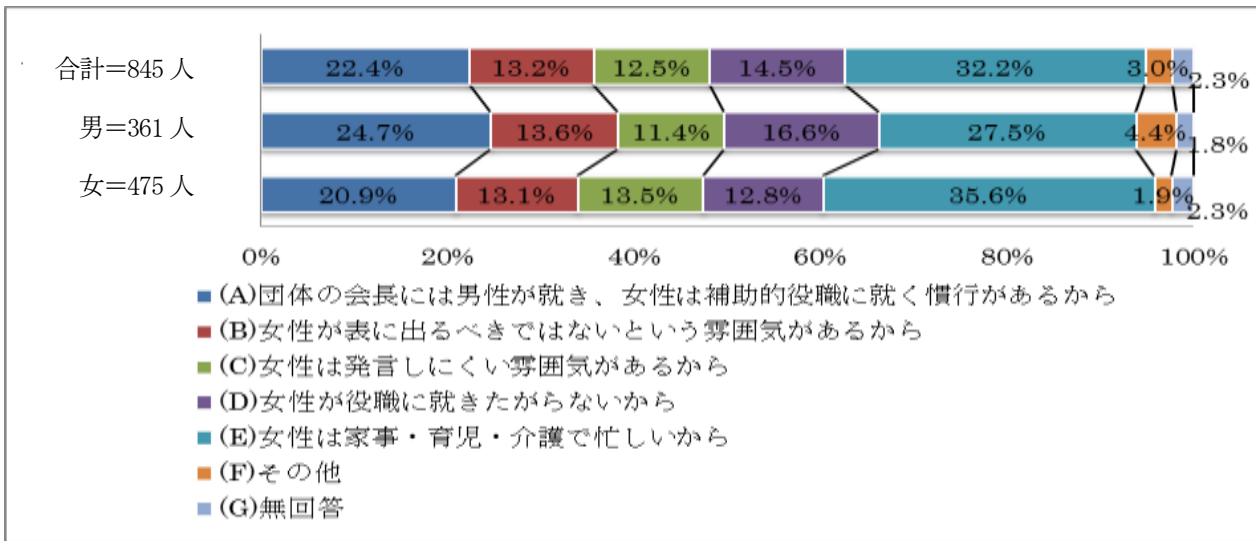
さらに、東日本大震災での経験を基に、性別はもちろん年齢や障がいの有無等様々なニーズの違いへ配慮した防災対策や災害時の対応が重視されていることから、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災への取り組みを推進します。

### 施策の方向性

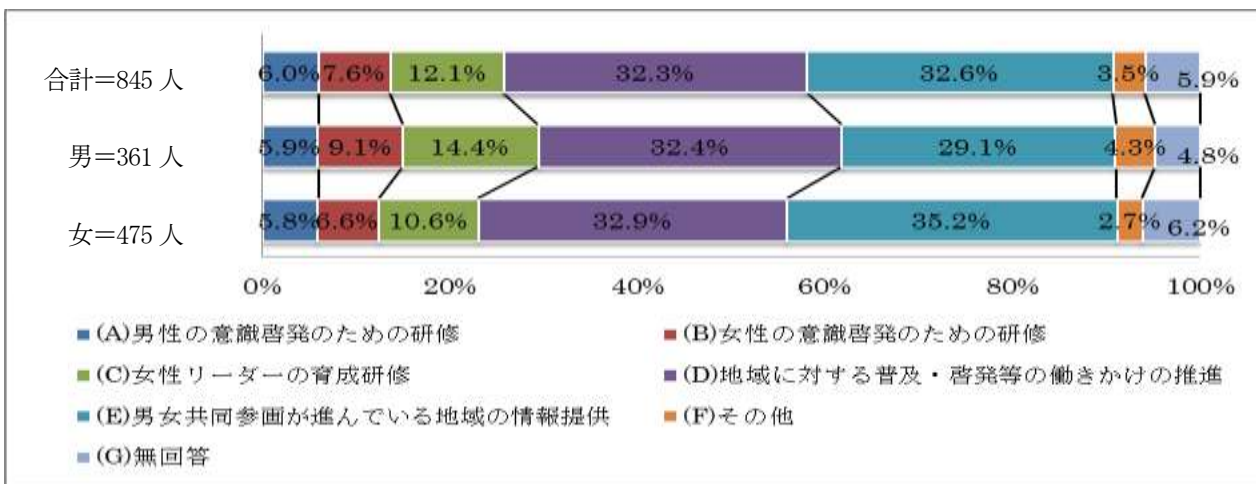
- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (2) 防災における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援
- (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援
- (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

「コミュニティや行政区などの地域活動の方針決定の場に、女性の参画が少ないのはなぜだと思いますか。【複数回答】。」

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



「地域の男女共同参画を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。」



資料：アンケート調査（平成26年3月実施）



## 基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進

アンケート調査では、生活の中での優先度として男性の7割が仕事優先となりました。  
核家族化・夫婦共働き世帯は増加傾向にあり、男女共に働く家族形態が一般的になりつつあることから、男女が共に家事・育児・介護を相互に協力し合い、家庭生活と社会活動の両立を図ることができるよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた取り組みを推進します。

### 施策の方向性

- (1) 男女の固定的な役割分担意識の改善
- (2) 家事・育児・介護等における男女共同参画の推進

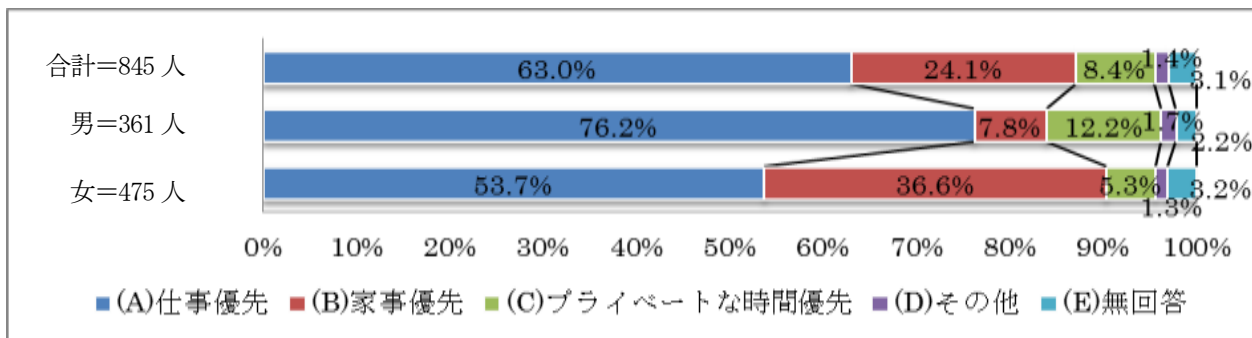
## 基本目標3 職場における男女共同参画の推進

アンケート調査では、仕事と家庭を両立していくために必要なこととして「家族の間で家事などの分担について十分話し合う」が27.0%で最も多くなり、男性では「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」が28.8%で最も多くなりなりました。また、全国的に介護や看護を理由に離職・転職をする女性が増えていることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むとともに、農林業や自営業に従事する女性の就労環境などの整備を図り、男女が共に健康で働き、家庭と仕事を両立できる支援体制の推進を図ります。

### 施策の方向性

- (1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (3) 農林業・自営業従事者の女性支援
- (4) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

「生活の中での、仕事・家事（育児、介護）・プライベートな時間（趣味など）の優先度」について  
[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



資料：アンケート調査（平成26年3月実施）

#### 基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が平等に社会のあらゆる分野で政策あるいは方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤をなす重要なことであるため、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

##### 施策の方向性

- (1) 各種審議会等委員における女性登用の推進
- (2) 市管理職への女性登用の推進
- (3) 市政への参画の促進

#### 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成26年4月1日現在)

No	項目	登米市 (%)	宮城県平均 (%)
1	女性議員の割合	7.7	9.5
2	市役所の女性職員の割合	管理職	23.8
		うち一般行政職	1.2
		管理職以外の職員	49.8
		総計	46.3
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	20.4
		中学校	25.5
4	公民館長への女性の就任状況	0	5.7
5	自治会長への女性の就任状況	0.7	4.5
6	女性委員がいる審議会等の割合	85.3	78.6
7	審議会等における女性委員の登用割合	29.2	25.6

※数値は「平成26年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による

### 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

家族や地域を取り巻く状況は、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより大きく変化しており、生活形態も多様化しています。

その半面、育児・介護等では、性別による固定的な役割分担意識により、男性があまり関わらないことなどで悩みを抱える女性も増えています。

このようなことから育児・介護等への男女の平等な参加と環境づくりが求められています。

#### <現状と課題>

アンケート調査では、子どもを産み育てやすくするために必要なこととして、「児童手当などの福祉サービスの充実」が20.6%で最も多く、次いで「保育サービスの充実」が20.1%となりました。男女の意識の差（ポイント）でみると、「父親や家族の理解と協力」の項目で女性が6.3ポイント高くなっています。

夫婦共に働く家族形態が一般的になりつつありますが、男性の76.2%が家事やプライベートよりも仕事優先と回答しており、子育てや介護と仕事の両立で女性への負担が増加しています。

さらに、国勢調査報告によると平成22年10月末の市の総人口に占める65歳以上の割合は28.3%となっており、今後、介護や看護の問題はますます重要な課題となります。

このことから、子育てや介護支援体制の充実を図るとともに、男性に対する意識啓発や介護技術の普及に取り組むことが必要です。

#### ○年齢階級別人口及び年齢3区分人口割合の推移

区分	人口総数 (人)	年少人口 (15歳未満)		15歳～64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (高齢人口)		年齢 不詳 (人)
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
平成7年	96,832	17,030	17.6	58,762	60.7	21,040	21.7	-
平成12年	93,769	14,023	15.0	56,098	59.8	23,648	25.2	-
平成17年	89,316	11,797	13.2	52,937	59.3	24,579	27.5	3
平成22年	83,969	10,530	12.6	49,569	59.1	23,762	28.3	108

総務省「国勢調査報告」より

#### 【参考】住民基本台帳に基づく人口割合の推移

各年3月末

区分	人口総数 (人)	年少人口 (15歳未満)		15歳～64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (高齢人口)	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
平成26年	83,991	10,120	12.1	49,545	59.0	24,326	28.9
平成27年	83,321	9,950	12.0	48,433	58.0	24,938	30.0

## 基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】

アンケート調査では、「男女共同参画社会の実現に向けて市がすべきこと」として「子育てを支援する施設・サービスの拡充」が17.9%と最も多くなりました。

また、「子どもを産み育てやすくするために必要なこと」として、「父親や家族の理解と協力」の項目で女性が6.3ポイント高くなりました。

このことから、男性の家事や育児などへの参加について意識啓発を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

### 施策の方向性

- (1) 子育て環境の整備
- (2) 子育て支援体制の整備

## 基本目標2 介護における男女共同参画の推進

アンケート調査で、「老後は家族と一緒に暮らしたい」と考える人が33.8%となり最も多く、介護が必要となったとき、身の回りの世話は「介護サービスを利用する」が43.5%と最も多くなりました。

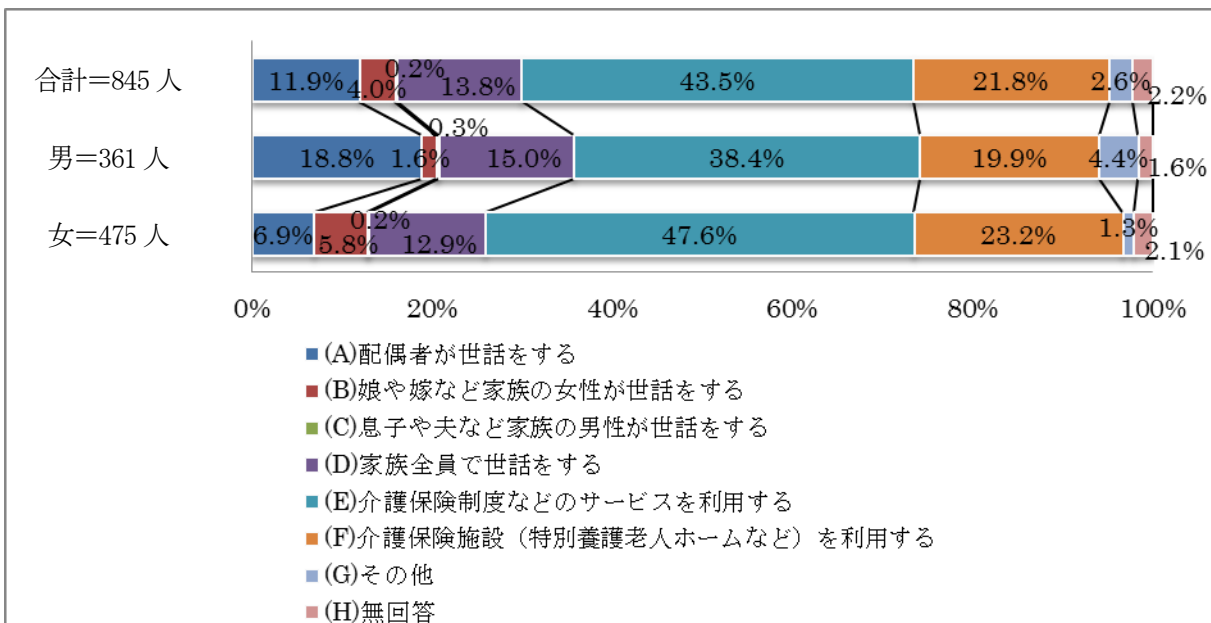
しかし、現実には全国的に介護や看護を理由に離職・転職をする女性が増えていることから、介護相談機関との連携を密にするとともに、男性の介護知識や介護技術の普及を図ります。

### 施策の方向性

- (1) 介護に関する社会的支援の充実
- (2) 男性の介護知識や介護技術の普及
- (3) 地域における介護支援体制の確立

## 「あなたは介護が必要となったとき、身の回りの世話はどのような形を希望しますか」

[回答者合計 845人 男性361人 女性475人 不明9人]



資料：アンケート調査（平成26年3月実施）

# 第4章 推進体制

## 1 推進体制の整備

男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体などのすべての人々や組織が、協働の意識をもって取り組んでいく必要があります。

そのため、各分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を図るための体制の整備を図ります。

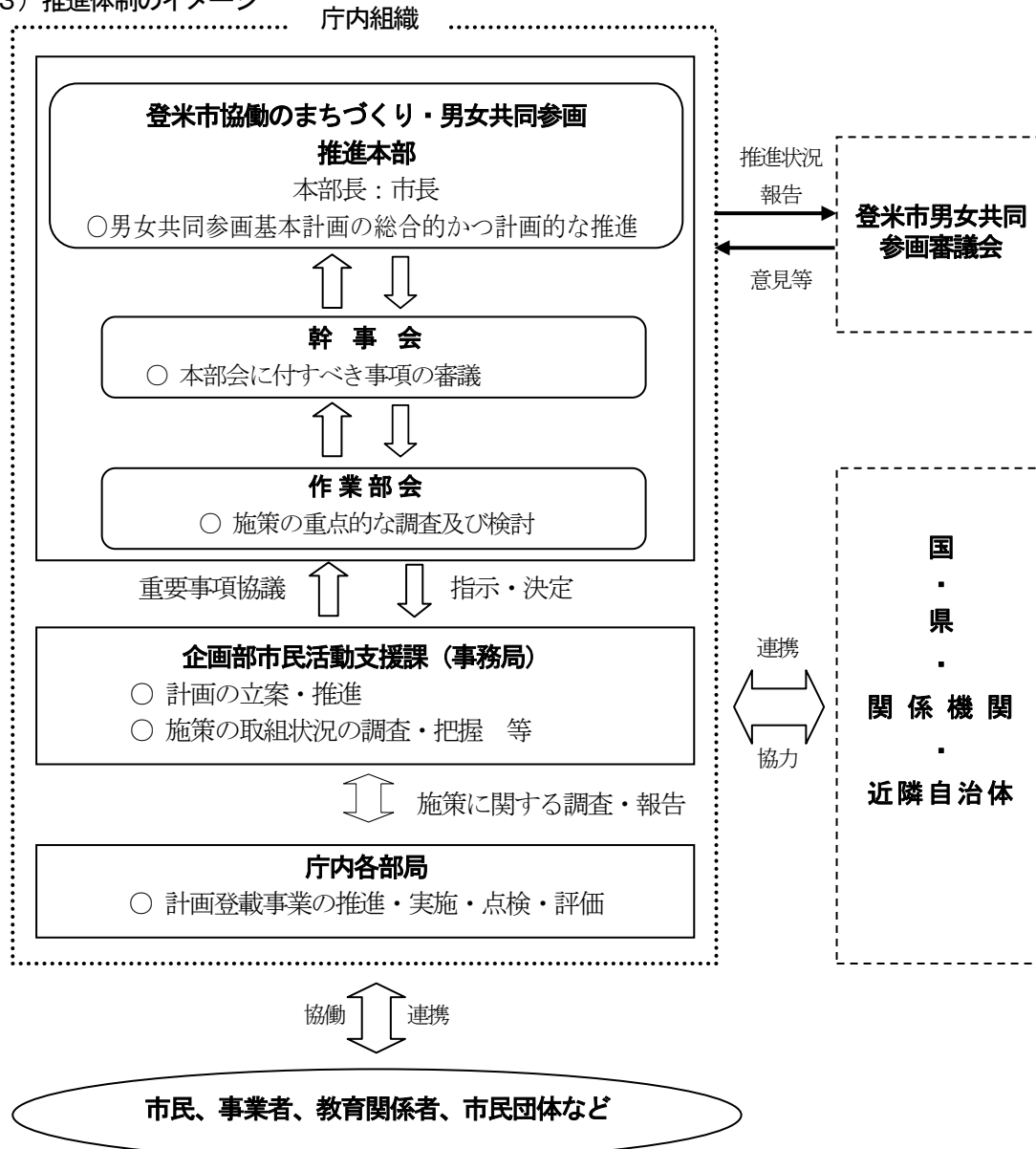
### (1) 登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進本部

この基本計画は、条例に基づき、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取り組みを示すものであり、その施策は庁内のあらゆる分野に及んでいることから、協働のまちづくり・男女共同参画推進本部において各部局の連携や調整を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。

### (2) 登米市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民などで構成する登米市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画の推進に関する調査・審議を行うとともに、施策の推進のための助言を受けるものとします。

### (3) 推進体制のイメージ



## 2 市民・各種団体・企業との連携

男女共同参画社会を実現するためには、市と市民・各種団体・企業等との連携による取り組みを進める必要があります。そのため、基本計画に定めた内容を周知していくとともに、それぞれの立場で男女共同参画の趣旨を理解し、主体的に取り組めるよう、情報の共有に努めます。

また、男女共同参画に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合うものであることから、地域や職場などにおける男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

## 3 目標値一覧

主な施策の推進状況を把握するため、その目標値を次のとおりとします。

項 目	目標値 (%)	現況値 (H26.3) (%) ※1
基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり		
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	100	73.2
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	90	58.1
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	100	83.0
基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり		
基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり		
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	29.0
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	24.3
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	21.3
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	50	12.1
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	50	36.6
女性委員がいる審議会等の割合 ※2	100	(H27.4.1) 75.5
審議会等における女性委員の登用割合 ※2	40	(H27.4.1) 23.6

※1. 現況値：平成26年3月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※2. 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

## 登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

F A X：0220-22-9164

E-mail：shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成27年10月